

正 解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(3)	(1)	(5)	(4)	(3)	(5)	(2)	(3)	(5)	(5)

1 憲法 21 条 1 項

正解(3)

- (1) 妥当。 枝文のとおり。最大決昭 44・11・26 (博多駅テレビフィルム提出命令事件)。
- (2) 妥当。 枝文のとおり。最大決昭 44・11・26 (博多駅テレビフィルム提出命令事件)。
- (3) 妥当でない。 具体的事情の下で許される場合があるが、いかなる場合も許されるわけではない(最決平元・1・30 日本テレビデオテープ押収事件)。
- (4) 妥当。 枝文のとおり(最決昭 53・5・31 外務省秘密電文漏えい事件)。
- (5) 妥当。 枝文のとおり(刑訴規則 215 条、最大決昭 33・2・17 北海タイムス事件)。

2 立法の意味

正解(1)

- (1) 誤り。 実質的意味での立法をいう。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

3 国家賠償法

正解(5)

- (1) 誤り。 公務員の不法行為による国家賠償の「賠償責任の主体」は、国又は公共団体である(憲法17条、国家賠償法1条1項)。損害を受けた国民は、不法行為をした公務員個人に対して賠償請求をすることができない。
- (2) 誤り。 損害を賠償した国又は公共団体が求償権を行使することができるのは、不法行為をした公務員に故意又は重大な過失がある場合に限られ(国賠法1条2項)、常に求償権を行使できるわけではない。
- (3) 誤り。 国家賠償法6条は、外国人が被害者である場合、相互の保証があるときに限り賠償責任を認める(相互保証主義)。したがって、相互の保証により、当該外国人の本国で日本国民に対する賠償責任が認められている場合には、その外国人は賠償請求をすることができる。
- (4) 誤り。 公務員の不法行為による国家賠償における国又は公共団体の賠償責任は、

不法行為を行った公務員に代わって負う代位責任であると解されている。したがって、不法行為をした公務員の選任・監督について過失がなくても、国又は公共団体は、賠償責任を免れない。

- (5) 正しい。 公務員の選任・監督にあたる者と公務員の俸給・給与その他の費用を負担する者が異なる場合、被害者は、そのどちらにも賠償請求をすることができる（国家賠償法3条1項）。援助の要求（警察法60条）により警察官が派遣された場合、監督を行うのは援助の要求をした都道府県公安委員会であり、俸給を支払うのは警察官が属する都道府県であるから、被害者は、そのどちらの都道府県に対しても賠償請求をすることができる。

4 警察法・警職法

正解(4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
(2) 正しい。 警職法2条2項。
(3) 正しい。 警職法2条4項。
(4) 誤り。 所持品検査は、警「職」法2条1項により認められる（最判昭53・6・20）。
(5) 正しい。 最判昭53・6・20。

5 未遂犯

正解(3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（横浜地判昭58・7・20）。
(2) 正しい。 枝文のとおり（大判昭9・10・19）。
(3) 誤り。 判例は、同様の事案で、たばこ売り場の方に行きかけたときに窃盗罪の実行の着手を認めている（最決昭40・3・9）。
(4) 正しい。 枝文のとおり（最決昭29・5・6）。
(5) 正しい。 判例は女性を引きずり込もうとした段階で、すでに強姦に至る客観的な危険性が明らかに認められるから、強姦罪の実行の着手が認められるとしている（最決昭45・7・28）。

6 窃盗罪・遺失物横領罪

正解(5)

- (1) 誤り。 刑法上の占有は、必ずしも物の現実の所持又は監視を必要としない。物が占有者の支配力の及ぶ場所に存在することで足りるとされている（最判昭32・11・8）。
(2) 誤り。 客が旅館のトイレに置き忘れた財布の占有は、旅館主にあるから、これを持ち去った場合は窃盗罪が成立する（大判大8・4・4）。
(3) 誤り。 電車内の遺留物については、乗客の乗降が激しいため、持ち主の占有は失われ、また、乗務員の実力的支配が及ばず、占有は認められないから、これを領得しても窃盗罪は成立しない。遺失物横領罪（刑法254条）が成立するにとどまる。

- (4) 誤り。 殺人者との関係では、時間的場所的接着性が認められる限り、死者の生前の占有は保護され、窃盗罪が成立する場合がある（最判昭41・4・8）。しかし、第三者との関係では窃盗罪は成立せず、占有離脱物横領罪（刑法254条）が成立する。
- (5) 正しい。 判例は、同様の事案で、ロストボールに対するゴルフ場側の占有を認め、窃盗罪の成立を認めている（最決昭62・4・10）。

7 放火罪

正解（2）

- (1) 正しい。 最判昭32・6・21。
- (2) 誤り。 判例は、「公共の危険」は、刑法108条及び刑法109条1項に規定する建造物等に対する延焼の危険に限られず、不特定又は多数の人の生命、身体又は財産に対する危険も含まれるとしている（最決平15・4・14）。
- (3) 正しい。 判例は、公共の危険の認識は不要としている（最判昭60・3・28）。
- (4) 正しい。 刑法111条2項。
- (5) 正しい。 刑法115条。

8 現行犯逮捕

正解（3）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（最決昭31・10・25）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。認定は、逮捕当時における具体的状況に基づく必要がある。
- (3) 誤り。 追呼の方法は身振り・手振りでもよい。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。顕著な証跡とは、犯罪行為そのものによって生じている場合をいう。

9 令状に基づく捜索・差押え

正解（5）

- (1) 正しい。 刑訴法222条1項・112条1項。
- (2) 正しい。 立ち合わせることができるにとどまる（刑訴法222条6項）。
- (3) 正しい。 刑訴法222条1項・115条。
- (4) 正しい。 刑訴法222条3項・116条1項。
- (5) 誤り。 刑訴法218条4項。

10 体液の採取

正解（5）

- (1) 誤り。 判例は、強制採尿が捜査手続上の強制処分として絶対に許されないとすべき理由はなく、被疑事件の重大性、嫌疑の存在、当該証拠の重要性とその取得の必要性、適当な代替手段の不存在等の事情に照らし、犯罪捜査上真にやむを得ないと認められる場合には、最終手段として、適切な法律上の手続を経てこれを行うことも許

されてしかるべきであり、ただ、その実施にあたっては被疑者の身体の安全とその人格の保護のため十分な配慮が施されるべきである、として強制採尿を認めている（最決昭55・10・23）。

- (2) 誤り。 体内に存在する尿を犯罪の証拠物として強制的に採取する行為は、捜索・差押えの性質を有するから、捜索差押許可状が必要である（最決昭55・10・23）。
- (3) 誤り。 実務上、強制採血については、鑑定処分許可令状と身体検査令状が併用されている。
- (4) 誤り。 最決昭55・10・23。
- (5) 正しい。 連行を認めないと強制採尿令状の目的を達成できず、また、令状裁判官は、連行の当否を含めて審査し令状を発付したといえるから、連行することが認められ、その際、必要最小限度の有形力の行使も許される（最決平6・9・16）。